

風俗営業等分類基準及び構造設備基準

行政書士 人見順一事務所

| 種 別 | 分 類 基 準 | 構 造 ・ 設 備 の 基 準 |
|-----------------------------------|------------------------|---|
| 【風俗営業】 平成28年6月23日より | | |
| 1号営業 (キャバクラ・パブ・ キャバレー・料理店等) | 接待+遊興or飲食 | <ul style="list-style-type: none"> ・客室の床面積→洋室1室につき16.5㎡以上（客室が1室のみのときは制限なし） →和室1室につき9.5㎡以上（ // ） ・営業所の外部から客室が見えないこと ・客室に見通しを妨げる設備がないこと ・営業所内の照度→5ルクスを超えること |
| 2号営業 (低照度飲食店) | 飲食or遊興 +10ルクス以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・客室の床面積→洋室1室につき5㎡以上（遊興させる営業は33㎡以上） ・営業所の外部から客室が見えないこと ・客室に見通しを妨げる設備がないこと ・営業所内の照度→5ルクスを超えること |
| 3号営業 (区画席飲食店) | 飲食のみ+見通し困難 +5㎡以下の客席 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業所の外部から客室が見えないこと ・営業所内の照度→10ルクスを超えること ・長いす等、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する設備を設けないこと |
| 4号営業 (パチンコ店・ パチスロ店・麻雀店等) | | <ul style="list-style-type: none"> ・客室に見通しを妨げる設備がないこと ・営業所内の照度→10ルクスを超えること ・客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること（麻雀店は除く） |
| 5号営業 (ゲームセンター等) | | <ul style="list-style-type: none"> ・客室に見通しを妨げる設備がないこと ・営業所内の照度→10ルクスを超えること ・紙幣を挿入できる遊技設備を設けないこと ・現金等を提供するための装置を有する遊技設備を設けないこと |

【5業種共通の基準】

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・善良の風俗を害するおそれのある写真・装飾等の設備がないこと ・騒音・振動の数値が条例で定める数値以下であること ・客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと |
|--|---|

| | |
|--|---|
| 【特定遊興飲食店営業】 平成28年3月23日より 遊興+酒類提供+深夜 | <ul style="list-style-type: none"> ・客室の床面積→33㎡以上 ・営業所の照度→10ルクス以上 ・客室に見通しを妨げる設備がないこと ・善良の風俗を害するおそれのある写真・装飾等の設備がないこと ・客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと ・騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること |
|--|---|

| | |
|--|---|
| 【深夜酒類提供飲食店営業】 深夜+酒類提供 *午前0時以降の遊興は 出来ない | <ul style="list-style-type: none"> ・客室の床面積→洋室1室につき9.5㎡以上（客室が1室のみのときは制限なし） ・客室に見通しを妨げる設備がないこと ・営業所内の照度→20ルクスを超えること ・騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること ・客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと ・善良の風俗を害するおそれのある写真・装飾等の設備がないこと |
|--|---|